

一般財団法人 葬務事業振興会 定款

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 本法人は、一般財団法人葬務事業振興会と称する。

### 【事務所】

第2条 本法人の主たる事務所は東京都港区に置く。  
本法人は理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### 【目的】

第3条 本法人は、墓地を始めとする葬祭に関わる事業全般の調査・研究を通じ、永続性及び公共性のある施設運営と公衆衛生のうえに提供されるサービスの啓蒙、普及及び促進を目的とする。

### 【事業】

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 墓地・納骨堂・火葬場等の開設及び運営又は施設管理
- (2) 墓地移転補償調査
- (3) 公営墓地の調査及び助言又は支援
- (4) 民間霊園の経営補助業務
- (5) 葬祭施設に関する出版物等の電子媒体に関する販売
- (6) 公営墓地の指定管理者制度導入推進活動
- (7) 災害等による墓地・納骨堂・火葬場施設の調査及び復興支援
- (8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### 【基本資産】

第5条 基本財産の一部又は全部を除外する場合は理事会及び評議会の承認を受けなければならない。

### 【事業年度】

第6条 本法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

### 【事業計画及び収支予算】

第7条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

### 【評議員】

第8条 本法人に評議員3名以上7名以内を置く。

### 【選任及び解任】

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

### 【任期】

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### 【報酬等】

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

### 【構成】

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### 【権限】

第13条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

### 【開催】

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

### 【招集等】

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、評議委員会において、出席した評議員の中から選出する。

### 【決議】

第16条 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令又は本定款で定められた事項

## 【議事録】

- 第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席評議員のうち当該評議員会において選ばれた2名が署名捺印又は記名捺印しなければならない。

## 第6章 役員

### 【役員】

- 第18条 本法人は、次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上9名以内
  - (2) 監事2名以内
  - 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### 【選任】

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### 【任期】

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
  - 4 増員のために選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 【解任】

- 第21条 理事及び監事は次の事項に該当する場合は評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務違反又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### 【理事の職務及び権限】

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

### 【監事の職務及び権限】

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### 【報酬】

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

### 【構成】

第25条 理事会は全ての理事で構成する。

### 【権限】

第26条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は本定款で定められた事項

### 【招集】

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する

- 2 理事長が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事及び各監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

## 【決 議】

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

## 【議事録】

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第8章 顧 問

### 【顧 問】

- 第30条 本法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により理事長及び専務理事が委任する。
- 3 顧問は理事会で本法人の運営について助言ができる。
- 4 顧問は無報酬とする。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### 【定款の変更】

- 第31条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、本定款の第3条（目的）、第4条（事業）及び第10条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

### 【解 散】

- 第32条 本法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### 【剰余金の分配の制限】

- 第33条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 【残余財産の帰属】

- 第34条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人は国又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### 【公告】

第35条 本法人の公告は官報により行う。

## 第11章 事務局

### 【事務局】

第36条 本法人に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は理事会が任命する。

## 第12章 附 則

### 【設立時評議員及び設立時役員等】

第37条 第7条にかかわらず、本法人の最初の事業年度は本法人の設立の日から平成26年3月31日までとする。

### 【設立時評議員及び設立時役員等】

第38条 本法人の設立時評議員及び設立時役員は、次のとおりとする。

- (1) 設立時評議員 小松初男、三浦泰子、赤堀正卓
- (2) 設立時理事 喜多村悦史、板橋正人、柴田總三郎
- (3) 設立時監事 安田幸一
- (4) 設立時理事長（設立時代表理事） 喜多村悦史
- (5) 設立時専務理事（設立時業務執行理事） 板橋正人

以上、一般財団法人葬務事業振興会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。